

七、賣買土地に付耕作上其の他不都合の事情存し、賣買後瑕疵あることを發見されたる場合賣主が故意に瑕疵を隠匿したものならば、賣買は之を取消すことを得、賣主も此の瑕疵を知らざる時は買主の「沒法子」に歸す。

八、土地の賣契約成立したる際賣渡人の有する老契は買受人に交付するを普通とす。

一部賣買の際は縣公署に出頭し舊地照の面積を一部賣買面積に訂正し、賣主は此の地照を所持す、一部買受人は新照(部照)の發給を受く然して魚鱗冊の面積は賣主に對しては訂正し典主の分は新に記入す。

九、土地の賣買に對しての先買優先權を有するものは同族、四隣、典主、租戸の順序にして同族、四隣、同屯人の先買權は最も強大なり。

十、賣買の性質を有し「兌」の名を以て行はるる場合は本調査地には見當らず従つて其の文契實例なし。

三、交換

一、土地を交換移轉することを「換田地」と稱す。

二、土地交換契約の成立は慣習として特別に一定せる手續無し、一般に雙方當事者間に立契せる換帖、換文契に依る場合もあり或は二重賣買の形式に依り土地の交換をなす、立契の方法順序は一般賣買と異ならず。

三、交換地の價格一致せざる時は超過額に對し金錢を以つて支拂ふ之を「貼錢」と云ふ。

四、交換に伴ふ老契の處置は賣買の際に於けると同様にして、税契及過割の手續は各々土地を取得せしもの之をなす。

四、贈與

一、無償にて土地を他人に給與する行爲「贈與」又は「送」と謂ふ。

二、無償にて土地を他人に給與するに宗教機關又は慈善機關に寄附する場合あり之を施捨と謂ひ普通捨單を作成して交付す。

三、無償にて土地を他人に給與提供せる場合には老契は作廢となし税契及過割の手續に對しては受贈者之をなす。

五、相続

家産相続

(1) 家産名義の財産は普通男子の兄弟の内長男の管理となし家屋相続の資格を有する者は男子に限る。

(2) 家祖(家産名義人)の生前に家産を相続人に譲渡分割する場合あるも事例少し、只本部落に於て次の實例あり。

父祖死亡兄弟甲乙丁戊ありて各々分家單を所有するも名義變更はせず地券は甲之を所持し財産を管理しつつあり。

(3) 共同相続財産を分割する時は分家單を作製す財産の分割に際しては各當事者親戚甲長等相集りて會合す、分割は均分するを原則とするも不均分の場合もあり、本屯に於て兄弟甲乙丙三人あり、甲丙は土地十五晌を乙は家屋並に土地九晌を分割せる實例あり。

(4) 共同相続財産を分割する場合は先づ債務の辨濟をなし、殘部を相続人に分割す、債務が財産額より大なる時は債務も分割均分の負擔とす。

(5) 共同相続財産を分割するに祭祀田等は分割外に抽出す。

(6) 共同相続財産を分割する場合は分家單を作製し登記す老契は老大(長男)之を所持し事實上名義書換をなさず、此の場合分家單の登記料のみ各自分擔し契稅の手續はなさず。

(7) 共同相続財産に對し家祖が遺言を以つて分割方法割合等を決することあり。

(8) 家祖の死後相続人の該當者無き時は近き親族之を管理す。

以上

五、勞 働

民政部 葛西満男

目 次

第一節 雇農層の人的並物質的構成	三、就勞狀態・勞働日數
第二節 雇農の發生過程	第四節 工夫市・日工の勞働市場
第三節 雇農の雇傭關係	第五節 雇農の生活狀態
一、雇傭手續・雇傭契約の成立過程	第六節 結 び
二、勞働條件	

第一節 雇農層の人的並物質的構成

茲で云ふ雇農層とは所謂經濟學的範疇としての農業プロレタリアートを指すものではなく、少しでも雇傭勞働なる形式の下に勞働取引を爲しつつある直接的農業生産者並其の從屬者より成る下層農民群を指稱することとする。
從て小作農又は自作農にして雇傭勞働に従事する者、或は所有土地を貸付け乍ら雇傭勞働に従事する者をも便宜上此の雇農層なる範疇に包括せしむることとする。

擬て右の如き意味に於ける雇農層の人的並物質的構成を簡單に表示すれば次の如くである。

表一、雇農層の人的並物質的構成

調査番号	姓 名	物 質 的 關 係				人 的 關 係			
		土 地		所有	役 者	勞 働 従 事 者		從 屬 者	
		所有地	自作地			年 工	日 工	男 女 計	男 女 計
七一	那永慶	一〇・四	一	間	頭	一	一	一	一
四	劉克發	屯外	一	一	一	一	一	一	一
六三	陳惠忠	屯外	一	一	一	一	一	一	一
一一	曹德鳳	屯外	一	一	一	一	一	一	一
五	王福德	屯外	一	一	一	一	一	一	一
四九	那喜山	屯外	一	一	一	一	一	一	一
四〇	那通科	屯外	一	一	一	一	一	一	一
七五	那慶貴	屯外	一	一	一	一	一	一	一
三七	劉 英	屯外	一	一	一	一	一	一	一
五一	那連福	屯外	一	一	一	一	一	一	一
二〇	張 起	屯外	一	一	一	一	一	一	一
四四	那慶錄	屯外	一	一	一	一	一	一	一
三	馬恩全	屯外	一	一	一	一	一	一	一
九	張景春	屯外	一	一	一	一	一	一	一
二二	張鳳林	屯外	一	一	一	一	一	一	一
二八	年青山	屯外	一	一	一	一	一	一	一

労働従事者はその雇傭される期間に依て年工、月工兼日工、及日工に分けられるのであるが、此部落に於ては日工が断然多く男四一人、女七人であり、男のみに就て見ても労働従事者總数の八五・四%を占めて居る。而して月工兼日工は五人で年工は僅かに二人に過ぎない。(但し屯外より此の屯の農家に雇傭されて居る雇農には全然觸れて居ない)

日工の多いと云ふことは此部落に於ける雇農層の人的構成上の特徴であり、それは又此部落社會自體の特徴でもある。

次に男の労働従事者四八名に就き、その年齢、配偶關係、教育程度等を見ることが出来る。配遇の有無、及教育程度等は各農家の經濟的内容を反映するものであるとの觀點より云へば「雇農の生活狀態」に於て扱ふべきであらうが、最初から見ても差支なく寧ろ便利であると考へられるので茲で觸れて了ふこととする。

先づ最初年齢に就て見るに次の如くである

表二、雇農の年齢

年 別	姓 別									
	以下 二〇才	二〇才 以上 三〇才	三〇才 以上 四〇才	四〇才 以上 五〇才	五〇才 以上 六〇才	六〇才 以上 七〇才	七〇才 以上 八〇才	八〇才 以上 九〇才	九〇才 以上 一〇〇才	計
男	六	一五	八	一一	八	一	一	一	一	四九
女	一	五	一	一	一	一	一	一	一	七
計	六	二〇	九	一二	八	一	一	一	一	五六
百分比	一〇・七	三五・二	一六・一	二二・四	一四・三	一・八	一・〇	一・〇	一・〇	一〇〇・〇

右表に依れば雇農の平均年齢は男にあつては三六歳、女にあつては三〇歳であり、且つ二〇歳以上三〇歳迄のものが最多數で四〇歳以上五〇歳迄のものが次に次いで居る。此の部落の雇農の年齢は南滿のそれとは餘程趣きを異にして居ると思はれる。即ち南滿に於ては若い働き盛りの者は殆ど都市其の他に出稼に出て居る如くであるが、此の部落では斯る現象は極めて少なく、雇農層に於ても僅かに一人調査番號五四番の劉家より五二歳のものが車夫として本年(康德二年)密山に出稼して居るに過ぎないのである。

次に雇農の配偶關係を見るに大體左表の如くである。

表三、雇農の配偶關係

姓 別	有 死 別					計
	有	死	婚約	未婚	小計	
男	三四	三	二	一〇	一五	四九
女	七	一	一	一	一	七
計	四一	三	二	一〇	一五	五六
百分比	七三・二	五・三	三・六	一七・九	二六・八	一〇〇・〇

右表に依れば結婚して居るものが全體の七三%を占めて居り、結婚難は先づない方であると云へる。

次は教育程度であるが、女子は全然無學である故男四九名に就て之を見れば左表の如くである。

雇農の教育程度

人 數	私塾					計
	私塾六年	私塾三年	私塾二年	私塾一年	無學	
男	一	一	三	一	四三	四九
女	一	一	一	一	一	五
計	二	二	四	二	四四	五六
百分比	二・〇	二・〇	六・二	二・〇	八・七	一〇〇・〇

右表に依れば八七・八%迄は無教育であるが、他の教育あるものと云つても私塾教育を短期間受けたものに過ぎない。

第二節 雇農の發生過程

前節に於ては雇農層の構成上の特徴を大體に於て看取することが出来た。依て本節では更に之等の雇農が如何なる過程を経て今日に至つたかを出来る丈明かにして見ることとする。

先づ甚だしく不備ではあるが個々の雇農の渡滿乃至當地方來住當時より現在に至る變遷、没落の事情を表中に收めるならば次表の如くである。

表五 屈農の略歴

の	も	る	せ	落	没	没落せるも つたるや否 やの別
六三(陳)	山東省 濟南府	二〇〇年前	縣城無	本年	匪害分家	三〇响
六二(焦)	同	不明	西安縣同	一二年前	縣城の生	小作一〇响
六〇(張)	山東省 東昌府	一二〇年前	同	本年	水害	小作三〇响
五四(劉)	山東省 濟南府	一〇〇年前	同	小作本年	前住地は 濕地なる	小作三〇响
三七(劉)	順天府	二〇〇年前	同	自作一〇年前	匪害	自作一〇年前
二九(陳)	山東省 濟南府	不明	本縣小	作本年	父の死亡	六年
二八(年)	山東省 永昌府	六〇年前	本甲年	工本年	小作一三響	一三響
二〇(張)	河北省	同	同日	工一年前	小作一三響	一三響
一一(曹)	同	二〇〇年前	本縣自作、日工	二年前	匪害	三響
九(段)	山西省 太原府	二二〇年前	本區自作、年工	五年前	所有	一〇响
五(王)	同	同	本縣年	工本年	家賃高き 爲地味悪	一年前
四(劉)	同	同	本甲自作、小作	四五年前	父の死亡	四五年前
三(馬)	山東省 濟南府	二〇〇年前	本縣小	作三六年前	匪害	三〇响
二(八)	山東省 永昌府	六〇年前	本甲年	工本年	小作一三響	一三響
二(九)	山東省 濟南府	不明	本縣小	作本年	父の死亡	六年
一(曹)	同	二〇〇年前	本縣自作、日工	二年前	匪害	三響
二(張)	河北省	同	同日	工一年前	小作一三響	一三響
二(八)	山東省 永昌府	六〇年前	本甲年	工本年	小作一三響	一三響
二(九)	山東省 濟南府	不明	本縣小	作本年	父の死亡	六年
三(七)	順天府	二〇〇年前	同	自作一〇年前	匪害	自作一〇年前
五(四)	山東省 濟南府	一〇〇年前	同	小作本年	前住地は 濕地なる	小作三〇响
六(〇)	山東省 東昌府	一二〇年前	同	本年	水害	小作三〇响
六(二)	同	不明	西安縣同	一二年前	縣城の生	小作一〇响
六(三)	山東省 濟南府	二〇〇年前	縣城無	本年	匪害分家	三〇响

没	落	せ	る	の	没	落	せ	る	の
六(五)	山東省 萊州府	八一年前	本縣月	工二年前	水害	小作一八响	一七年前	一六年前	分家
四(〇)	奉天省 開原縣	同	同	同	同	同	同	同	同
四(九)	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五(一)	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五(五)	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七(一)	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七(五)	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三(〇)	山東省 濟南府	二〇〇年前	同	同	同	同	同	同	同
四(三)	山東省 東昌府	一〇〇年前	同	同	同	同	同	同	同
六(一)	山東省	二〇〇年前	本區	一年前	家主の棚立を喰ひ	一〇〇年前	一〇〇年前	一〇〇年前	一〇〇年前
六(八)	山東省 吳寧府	一〇〇年前	同	一八年前	父の死亡	三年前	三年前	三年前	三年前
五(〇)	山東省	一〇〇年前	本縣	同	同	同	同	同	同
七(七)	河北省 永平府	四五年前	同	同	同	同	同	同	同
二(二)	山東省 東昌府	一〇〇年前	同	同	同	同	同	同	同
三(六)	同	二〇〇年前	同	同	同	同	同	同	同
四(五)	山東省 濟南府	數代前	本區	一五年前	知人に招かる	同	同	同	同

此の部落の起源は「雍正六年（一七二八年）滿洲八旗に屬する正黃旗及鑲黃旗の兵が清朝政府より撥兵駐防を命ぜられ當時の咸平府治（現在の奉天省開原縣）より移住し來り、立産銀、土地開墾資金と共に給與せられた一定の土地（圈撥地）の開墾に従事した」ことに端を發して居ると云はれて居る。（註）從つて此部落は二、二年の歴史を持つ譯である。

然らば雇農は何處から何時頃渡滿又は來住したのであらうか、右表に依れば三〇戸の中七戸は滿洲旗人であり、二三戸は漢人であるが、滿洲旗人の出身地は前記の開原縣であり、漢人の出身地は山東省が一八戸、河北省が三戸、山西省が二戸である。次に漢人の渡滿年代は二〇〇年前と稱するものが最も多く、一〇〇年と稱するものが之に次ぎ、それ以後に渡滿したものは僅かに三戸に過ぎない。四十五年前に渡滿したものが最近のものである。尙ほ漢人で土地を所有したことがあるものは七戸(判明したもの文で)あるのであるが、この中五戸は二〇〇年前に渡滿したものであり、他の一戸は不明である。従つて一〇〇年前乃至それ以後に渡滿したものは小作農にはなり得ても、土地を所有することとは出来なかつたやうである。

扱つて此の部落の雇農は如何にして發生するに至つたのであらうか。右表に依れば地主、自作又は小作農の没落してなれるものが斷然多く二戸、渡滿當初より引續き雇農の儘のものが六戸、不詳が三戸である。而して二戸の没落したる雇農の中一四戸は地主又は自作農たりしものであり、他の七戸は小作農たりしものであるが一四戸の没落したる雇農の中七戸は滿洲旗人である。且つ判明するもの文に就て言へば、地主又は自作農の嘗て所有せる最大土地面積は三晌乃至三〇晌であり、小作農の嘗て占有せし最大土地面積は一二晌乃至三〇晌である。

次にこれ等の没落せる雇農は何時頃没落したかを見るに、六年前以降に没落せるものが最も多く七戸、一〇年前より一六年前迄の間に没落せるものが四戸、四五年前のものが一戸で後は不詳である。即ち此部落の雇農の大部分はここ十五、六年の間に没落したものと推察される。従つて此部落の發展過程は大體三つの段階に區別し得られるであらう。

即ち、その第一段階は雍正六年より嘉慶二五年頃迄(一七二七年——一八二〇年頃)の約百年間で相當強力な旗人(那家)の封建領主的權力に依る土地所有の維持せられた時代であり、第二段階は道光元年頃より民國九年頃迄(一八二一年——一九二〇年頃)の約百年間で滿洲旗人の封建的權力の失墜時代であり、従つて此の時代には那家一族の土地の賣却、地主より自作農又は小作農への轉落が著しく行はれ、同時に嘗ての直接的生産者の農奴的低地位より小作農乃至自作農なる高地位への果進が目醒しく爲された。第三段階は民國十年頃より現在に至る間(一九二一年——)で耕作規模の零細化した直接的生産者の生産手段よりの離脱作用が漸く表面に現れ出した時代である。

但し右の如き部落の發展過程の區分は單なる便宜的な區分で經濟學上に於ける社會構成的歴史的發展法則に據つたものでは無論ない。従つ

て右の區分は必ずしも社會・經濟關係の基本的諸條件の變革を明かに表示して居るとは云へぬかも知れない。

扱つて斯の如き時代の推移に伴ふ社會的分化特に嘗ての土地所有者乃至占有者の雇農への没落は然らば如何なる原因に依つて居るのであらうか。

之に對し右表はその直接的原因に就てしか——それも極めて不充分にしか——答へて居ない。即ち右表に依れば分家・均分相続制度に依るものは皆て地主又は自作農たりしものが九戸、小作農たりしものが二戸、兩者併せて一一戸、匪害に依るものは自作農たりしものが二戸、(中一戸は分家にも依る)小作農たりしものが一戸、兩者併せて三戸、凶作に依るものは一戸(小作農)、父の死亡に依るものは二戸(小作農)で他は不明である。

然し無論之丈では不充分である。何故ならば雇農への没落と云ふ現象は當該農村社會の經濟的構造に多かれ少かれ、變化を齎したことを意味するものである以上、その原因は自然的並社會的に條件付けられた生産諸力と生産諸關係との矛盾に於て見出さるべきであり、従つて究極に於ては生産諸力が一層成長した爲であるのか、それともそれが衰退した爲であるのかと云ふところへ迄還元するべきだからである。従つて分家、匪害、凶作、父の死亡等の言葉は單にそれ丈では全然無意義に等しい。即ちそれらの現象の起る前に前提されて居たところの生産諸力の發展段階こそが問題の焦點でなければならぬのである。

ところで、生産諸力の發展段階は自然的には主として土地の肥沃度の變化、社會的には勞働要具、生産技術、勞働組織の形態等の變革の具體的な姿態に於て把握さるべきであらう。然るに遺憾乍ら、このものゝ明確な把握は極めて困難である。限られた土地の豊度はその土地に對して繼續的に相當量の施肥が爲された場合、即ち資本の投下が爲された場合には減退するものではないとすれば、それは社會的に條件付けられた生産諸力に依つて制約される譯である。従つて結局社會的に條件付けられた生産諸力に就て文見ればいゝことになる。扱つてそれは一方的に見て確かに勞働要具及生産技術の改善、進歩と共に或程度迄成長したであらうが、然らばそれが人口の増殖との對比に於て如何なる程度のものであつたかは何ら具體的には判らぬのである。然しこれで望みの綱が全部斷たれて了つた譯ではない。即ち生産諸力のより一層の成長は資本の原始蓄積に依つて前提されると云ふことから、資本の原始蓄積が爲されて居たか何うかに依つて、生産諸力の成長の如何を或程度迄推知することが可能だからである。

扱て、甚だしき匪害は別としても、凶作や父の死亡等は若しも相當程度の貨幣の蓄積又は資本の原始蓄積が爲されて居たとすれば舊狀を維持し得たであらうことは想像に難くない。が問題の闡明は斯る突發的な事柄に就て見るよりも「分家」に就て見る方が一層適確であらう。「分家」は無論家族制度崩壊の具體的な現象であるが、然らばそれは如何なる必要に迫られて爲されたものであらうか。それは聴取し得た範圍では家族制度の物質的基礎である家産制度に飽き足らずして個人的な慾望に基いて私産を要求したことに依つて爲されたものは極めて少なく、殆んど大部分は負債の重壓より脱れるべく、家族全體の生活の基礎である生産手段の債權者への譲渡に依つて必然的に個人の意志に反して惹き起されたものである。即ち没落せる雇農は貨幣の蓄積乃至資本の原始的蓄積を爲し得るところではなく、年々重む負債に喘いで居たのである。而してこれ等の雇農の手離せる生産手段の大部分の土地は地主又は其の他の不耕作者の所有に歸し、可成りに多くの農具及役畜と一部の土地は比較的富裕な直接的生産者の手中にも歸した。然し、この比較的富裕なる直接的生産者の蓄積して居た貨幣は、それが皆へ資本へ轉化されてあつたとしても、飽く迄も資本主義前期に於ける單純なる機能をししか持たなかつたところのものであり、且その量とても極めて些少なものであつたと想像される。

従つてこれらの事情を綜合するとき此地方に於ては生産諸力の成長は人口の増殖を凌駕することが、換言すれば、人口の相對的減少を招來することが出来なかつたと云へる。其故に雇農の没落は生産諸力の衰退に依つて惹き起されたのであり、それは又當該社會の衰退の象徴そのものに外ならぬのである。

尙この事は現在此の部落に於ける「普通作物耕作農家の全自給労働量並全雇入労働量がその全供給労働量の中で占むる割合は夫々七三・九%並二六・一%であり、又二五戸の中一五戸の農業生産は雇入労働に依據し、且つその中二戸の雇入労働量の割合は七三・九%及七一・七%に達して居る」と云ふ事實と何らの矛盾をも爲すものではない。(註)斯の如き大なる割合の雇入労働に依據する農業生産は確かに「やがては近代的借地農へ飛躍すべき可能性をそれ自體の内部に已でに可成りに用意しつつある」としても、それは現在のところ飽く迄も家族制的協業を基礎形態とする労働組織に依つて秩序付けられて居るものであり、この必致的運命として次節以下に於て明かとなる如く、雇農は農業生産に参加する機会を僅少にしか與へられず、その生活水準は極端に迄低下せしめられて居るのである。

(註)拙稿「伊通縣下に於ける一部落の農業労働關係」(民政部調査月報第一卷第三號)

扱て、然らば一旦没落せる雇農は小作農又は自作農へ累進し得たであらうか。それとも益々労働機会を減ぜられて來たのであらうか。遺憾にも前者に屬するものは先づ殆んどなくその反對に後者に屬するものが極めて多いのである。

即ち皆ての年工は現在日工になつて居るものが多いのである。而してこの日工の増加は滿洲事變を契機として、茲數年の間に特に顯著に爲されたものゝ如くである。

第三節 雇農の雇傭關係

一、雇傭手續—雇傭契約の成立過程

茲では先づ雇農が雇主に雇傭される迄の手續、換言すれば雇傭契約の成立過程を闡明することとする。

第一節に於て見たる如く、此部落に居住し雇傭労働に従事する農家は三〇戸でありそれらの農家の労働従事者は男四九人、女七人であるが茲では更に右の外に屯外より此部落の農家に雇入れられて居る月工五人並年工八人をも含めて觀察することとする。但し朝鮮人の雇農に就ては暫く觸れない。

依て右の雇農六九人—年工一一人、月工一〇人、日工男四一人女七人—に就て雇傭契約成立途上に於ける雇主及雇農の意思表示の具體的な姿態を表に依て見るに次の如くである。

表六、雇農の雇傭手續

雇傭及労働の種類	調査番号	姓 名	雇主が呼ぶもの	こちらより頼みにいつたもの	保証人の有無	雇農の要求せる賃銀額又は賃銀相場	雇農の要求賃銀と決定賃銀との差額	決定賃銀の主張者	備 考
年工	一	王作魁	一	〇	無	本人と本人の父の將來の生活の保障賃銀不要	一	一	雇主は親戚本屯人
同(放猪)	五	王 小	一	〇	無	不詳	不詳	不詳	雇主は親戚本屯人
同(放猪)	三〇	馬小小	〇	一	不詳	不詳	不詳	不詳	本屯人

I

創種地

○割地

無

同

10

1

地 地 地 地 頭的地 地 地 地 頭的地 地 幫的 拉子 拉子 拉子 拉子 豬 豬 豬

不
詳

不詳

不 不
詳 有 無 無 詳 無 無 無 有 無 無 無 無 有 有

[illegible][illegible][illegible][illegible]

同	同	同	外屯	人雇主は親類 雇主は親類	同	同	同	山本 一東 三年間 雇主は親類	外屯	人雇主は親類	外屯	外屯	外屯	外屯	外屯
---	---	---	----	-----------------	---	---	---	--------------------------	----	--------	----	----	----	----	----

人
親戚
人
人
親戚外屯
人
親戚本屯
親戚外屯
人

人
人
人に續き同
に雇はる
人
人
人

關係に依て形式付けられるのであるが、此の場合に被傭者が前提として自由人であり且つ雇主と被傭者との間の人格的關係（信用關係）が脆弱なる場合には兩當事者の自由意志に基く權利の確保の爲に證書も必要となるであらう、斯る雇傭契約にあつては保證人は雇主に對して被傭者が契約通り債務の履行—勞働力の給付を爲さざりし場合の損害の保障を爲すことゝもなるであらう。然るに年工の雇傭契約に際して爲す保證人の保證は右の如き債法的關係下にあるが如き性質のものではない、確かに年工の雇傭契約は表面的には債權的關係——雇主は年工の勞働力の給付請求權を取得し、勞働者は之に對して賃銀の請求權を取得する——に依て法的形態を附與されては居るが、この現象は何ら常軌的な、即ち生産關係の本質的な變革に伴つて發生せる現象ではないのである、即ちこの債權的關係はこの國の半植民地性に規制されて跛行的前進を遂げた商品經濟の雇傭關係への浸潤部面であり、從てそれは飽く迄も表層にのみ止まつて實質を伴はざる擬制的なものに過ぎないのである、全く年工の雇傭契約には契約自由の原則を適用し得ると考へることは不可能である、年工は自由意志を持たざる不自由人として身分付けられることなしには雇傭され得ないのである、從て保證人の保證の對象は年工を不自由人として雇主に身分格式的に隷屬せしむることにあると云ふことが出来る、其の故に又年工の雇傭契約關係は不自由人對自由人のそれであり、明かに資本主義前期のものである、而もそれはその表面に擬制的にしる債權的關係を具備するが故に純封建的なものとしてではなく半封建的なものとして規定さるべきが妥當であらう、從て「何らかの人格的關係」の基礎形態は半封建的人格支配の身分格式的隷屬であつたことは云ふ迄もないことであらう。

次に蛇足と思はれるけれども年工の賃銀決定方法乃至形態に就て一瞥するに年工の要求が通することは極めて稀であり大抵は雇主の一方的強壓的主張に屈從するか又は保證人の中間斡旋に依る兩當事者の形式的な合意に依るかである、即ち右表に依れば決定賃銀の主張者は雇主三名保證人三名年工二名不詳三名である、この際年工が賃銀を要求することを以て直ちに年工は自由人として契約を結ぶものと解釋するのは妥當ではない、それは前述せる如く飽く迄も本質的なものではなく形式的な一樣相に過ぎない、假令年工の要求が通つたとしても、それは極端に萎縮せしめられた意志に基いた主張であつたに過ぎないのである。

次に月工の雇傭手續であるが、これは殆ど年工と大差はない、唯だ年工に比較して幾分自由な立場に於て雇傭契約を結ぶことが出来ると云ふことは間違ひないであらう、依て月工に就てはとり立てゝ述べないで次に日工に就て觀察することとする。

先づ男の方から先に見るにその被傭動機は雇主が呼びに來たものが三名、日工が頼みに行つたものが一〇名不詳が八名である。且つ保證人

は全然必要とされない、又賃銀は伊通縣城が九支里離れて居る馬安山部落が孰れかの工夫市の賃銀相場を日工が選んで要求することになつて居りその要求は大體に於て通る場合が多い、斯の如く見來るときは日工は前提的には自由人として雇傭契約を結ぶが如く考へられるが、それは必ずしも妥當な見方とは云へない、何故ならば他面に於ては日工は雇主の一方的に壓し付ける強要にも甘んじて屈從せねばならないからである、例へば日工が若し「長工」として雇入れらるる場合には除草又は刈入作業が終る迄は決して他の雇主に雇傭されることは出来ないものである。そこには矢張り單なる商品としての一勞働力の買占めとは考へられないものが、即ち雇主による強壓的な人格支配が伏在して居るのである（註）又、工夫市の賃銀相場としても、雇主にとつて絶體的に嚴守されねばならぬものではなく單なる賃銀決定上の基準に過ぎないものであり、從て雇主の都合の悪い時には、それ以下に下げることも困難なことではないのである、即ち日工の雇傭契約でさへも兩當事者の自由意志に基かずして行はれる場合が可成りに多いのである、然し兎も角も日工の雇傭契約關係の中で主位的な部分を占めるものは身分的關係ではなくて債權的關係であると云ふことが出来るであらう、然し斯の如く雇傭契約が年工に比して著しく自由であると云ふことは何ら日工の生活を安定せしめることゝはなり得ずして、反對にそれを貧苦へ追ひやることゝの極端となつて居るのである。即ち日工こそはこの國の半封建性と半植民地性の相互矛盾に依つて産み落とされた痛々しくも瘠せ細つた瀕死の早生兒なのである、さればこそ、若しも日工が月工又は年工として雇傭される機會を與へられる場合には、誰もが喜んでその機會を捉へ、その身分とその賃銀を甘受して行くのであらう。

（註）月工の雇傭期間は一定して居るが、長工のそれは一定して居ない、又月工の賃銀はその雇傭期間に就て決められるけれども長工のそれは單に一日分丈をその日その日の賃銀相場に依つて決められるに過ぎない、又長工と同様に前借がきくのである、日工の中で長工として雇傭されるものは可成りに多數に上るやうであるが、その確かな數は判明しない。

次に女の日工であるが、これは男の場合と大差はないやうであるから取り立てゝ述べない。

附記 雇主と年工との雇傭契約關係の中で主部分を占めるものは半封建的身分關係であることの一證左として、年工の雇主に依て呼ばるゝ「通稱」を擧げることが出来る、即ち年工の雇主に依つて呼ばれる「通稱」は「壓住」、「老痘疽」、「小僮子」、「大僮子」等の如く自由人として忍従し得ざる程の侮辱的呼稱なのである。

二、勞働條件

茲では判明せる限りの雇主の勞働條件即ち雇傭期間、定休日、缺勤せる場合の雇主の處置、賃銀支拂方法等に就て記述を試みることにする。

ことになつて居るやうであるが詳細は明かでない。
三、賃 銀

年工、月工、日工に分けて觀察することとする。

(一) 年 工

先づ契約時に於て決定される基本賃銀に就て觀察するに次表の如くである。

表一〇、年工の基本賃銀

姓 名	勞 働 種 類	年 齢	基本賃銀	雇傭期間より見たる基本賃銀		
				一ヶ月當り	一日當り	一ヶ月當り
王 小	放 猪	一三	二〇〇〇圓	二・二二圓	七・二錢	一六・七圓
馬 小	同	一三	一〇〇〇圓	〇・九一	三・〇	五・五錢
李 壓 住	同	一三	一二〇〇圓	一・一七	三・九	二・七
許 老 疫 疽	同	一四	一五〇〇圓	一・三六	四・五	三・三
平 小	同	一三	一〇〇〇圓	〇・九一	三・〇	四・一
田 小 子	同	一三	一三〇〇圓	一・二八	四・二	二・七
熊 小 子	同	一五	二二〇〇圓	二・〇〇	六・六	三・七
平 小 子	同	一六	三〇〇〇圓	二・八五	九・七	六・〇
許 小 二	同	一五・五	二六〇〇圓	二・四二	八・〇	八・二
梁 偏 頭 子	同	一七	四〇〇〇圓	三・八一	一二・八	一・〇
平 均	同	一七	三五〇〇圓	三・一八	一〇・四	九・六
老 朱	同	一七	三七・五〇	三・四九	一一・六	一〇・三
王 作 魁	同	一七	六〇〇〇圓	五・四六	一七・九	一六・四

右表に依れば放猪の基本賃銀は一〇圓乃至二〇圓であり、平均一三・四〇圓となる。小半拉子のそれは二二圓乃至三〇圓で、平均二六圓となり、大半拉子は三五圓乃至四〇圓で平均三七・五〇圓、隨帮的のそれは一人しか判明しないのであるがそれに依れば六〇圓である。之を雇傭期間より見るならば、その一ヶ月分平均は放猪が一・二八圓、小半拉子が二・四二圓、大半拉子が三・四九圓、隨帮的が五・四六圓であり、一日分平均は放猪が四・二錢小半拉子が八錢、大半拉子が一一・六錢、隨帮的が一七・九錢である。尙更に之を一ヶ年を通じて見るならば、その一ヶ月分平均は放猪が一・二二圓、小半拉子が二・一七圓、大半拉子が三・一三圓、隨帮的が五圓であり、その一日分平均は放猪が三・七錢、小半拉子が七・二錢、大半拉子が一〇・三錢、隨帮的が一六・四錢である。

次に年工の基本賃銀は昨年(大同二年)に比し、何うであるかを見るに、判つきりしたことは明かでないが、崔倫(調査番號一〇)の言に依れば大體一五%位低落したものゝ如くである。即ち昨年の年工の基本賃銀は崔倫に依れば次の如くである。

打 頭 的	九〇・〇〇	一〇〇・〇〇圓
趕 車 的	七〇・〇〇	八〇・〇〇圓
隨 帮 的	四〇・〇〇	五〇・〇〇圓
大 半 拉 子	二五・〇〇	三〇・〇〇圓
小 半 拉 子	一五・〇〇	二〇・〇〇圓
放 猪 的	一五・〇〇	二〇・〇〇圓

次に年工の賃物給與であるが、これには例外なしに住居と食事が有る衣服其の他の給與は殆んど爲されない。住居は物置同様の所を當てがはれることが多いけれども、食事は家族のものに比して特に悪い状態に置かれて居るとは云へないやうである。大體普通の農家に於ては勞働するものは勞働しない者よりは先に食事をとる習慣がある。而して雇農は雇主の勞働する家族と共に食事をとることが多いやうである。(註)ところで、この賃物給與は表面上は如何にも雇農の生活を保障するところの道德的乃至慈善的な行爲の如くに見られるけれども實際はより強く身分的關係に依つて雇農を緊縛し、雇農の生活の全部をさへも支配せんとする爲の中世紀的勞働搾取の一手段に過ぎぬことは云ふ迄もないことであらう。

(註) 實物給與の貨幣への換算は全く困難であるのでこゝでは省略する。

(二) 月 工

月工の基本賃銀を表示すれば次の如くである。

表一、月工の基本賃銀

姓 名	作業	雇傭期間	基本賃銀	雇傭期間を通じて見たる基本賃銀
李 財	割地	一月	八・〇〇圓	八・〇〇圓
劉 貞	同	二月	一三・〇〇	六・五〇
那 榮	同	二月	一八・〇〇	一〇・八〇
譚 三	同	二月	三〇・〇〇	一五・〇〇
于大儂子	同	二月	二〇・〇〇	一〇・〇〇
某 々	同	二月	一八・〇〇	一〇・八〇
某 々	同	二月	一八・〇〇	一〇・八〇
平 均	同	二月	一七・八六	一〇・二七
某 成	割地	四月	二八・〇〇	七・〇〇
段 貴	割地	四月	九・六〇	四・八〇
某 々	同	四月	四五・〇〇	一〇・〇〇
平 均	同	四月	二七・五三	七・二七
總 平 均	同	四月	三・五五	九・三七

右表に依れば先づ割地に於ける月工の一ヶ月當り基本賃銀は六・五〇圓乃至一五・〇〇圓であり、平均一〇・二七圓となる。又割地に於ける月工の一ヶ月の當り基本賃銀は四・八〇圓乃至一〇・〇〇圓で平均七・二七圓である。即ち割地に於ける賃銀の方が幾分高い譯であるが、兩季節を通じて見たる總平均は九・三七圓となる。更に月工の基本賃銀は雇傭期間より見て一日當り幾何になるかを見るに、平均のみに就て云へば割地に於ては三四・二錢、割地に於ては二四・二錢であり、總平均では三一・二錢となる。即ちそれは年工の中の隨時的雇傭期間より見た一ヶ月當り基本賃銀に比すれば一・七倍に相當する譯である。

實物給與は年工の場合と變りはないから取り立てゝ述べない。

(三) 日 工

日工の基本賃銀は左表の如し

表二、日工の基本賃銀

水		壙		剡		綿		場		打		地		割		地		剡		地		種	
平	最	普	最	平	最	普	最	平	最	普	最	平	最	普	最	平	最	普	最	平	最	普	最
均	低	通	高	均	低	通	高	均	低	通	高	均	低	通	高	均	低	通	高	均	低	通	高
三〇・〇	二〇・〇	三〇・〇	四〇・〇	三六・〇	二五・四	二〇・〇	二〇・〇	五〇・〇	四六・八	三〇・〇	五〇・〇	五〇・〇	三七・五	二五・〇	四〇・〇	五〇・〇	二四・六	二〇・〇	二五・〇	三〇・〇	錢	內	
四〇・〇			四〇・〇	三八・七	五〇・〇			五〇・〇	四七・八	四〇・〇	五〇・〇	六〇・〇	三九・一	三五・〇	四〇・〇	四八・〇	二五・〇	二〇・〇	二五・〇	三〇・〇	錢	外	
三一・七	二〇・〇	三〇・〇	四〇・〇	三六・八	二六・八	二〇・〇	二〇・〇	五〇・〇	四七・二	三〇・〇	五〇・〇	六〇・〇	三七・九	二五・〇	四〇・〇	五〇・〇	二四・七	二〇・〇	二五・〇	三〇・〇	錢	全	
																						體	
				一八・五						二五・〇		二五・〇	一九・一	一五・〇	二〇・〇	二〇・〇	一二・五	一二・五				錢	
四七・九																							

男 (大 工)

女・子供 (小 工)

三、就勞狀態||勞働日數

状態を明かにすることであつたのである。而してそれに就ては遺憾にも、生産労働に當てられる時間以外はありと凡ゆる非生産労働……水汲み、粉引き、使ひ走り等……に追ひ使はれ、睡眠時以外には休養時間は全く與へられず、疲勞の余り暫しの慰むをとつたとしても、それは怠惰となるのであり、若し見付かれれば酷く叱撻されるであらうと云ふ想像の範圍を一步も出で得ないのである。

扱て月工及日工の勞働日數であるが、これとても正確には判る筈がないのであるけれども月工及日工の記憶力に頼つて聽き出したところに依れば次の如くである。

表一三、月工並日工の勞働日數

[illegible]

次に幾らかでも土地を所有又は占有して居るものと全然生産手段より分離されて居るものとの差異を見るに先づ前者の労働日数が後者のそれよりも著しく少ない事を認めることが出来る。即ち前者の一人當り平均労働日数は後者のその六〇%に過ぎないのである。これは一つは前者の農業被傭日数の少ないことにも依るが特に雑業労働日数が後者にあつては一人平均一七日にも達するのに反し、前者には全然ないことに因るものである。

第四節 工夫市―日工の労働市場

此部落に於ける日工の賃銀の決定は前節に於て既に指摘せる如く伊通縣城か、馬安山か孰れかの工夫市の賃銀相場を基準として爲される。伊通縣城は南方一八里の地點に位し、馬安山は西北八里の地點に位する。且つ馬安山は戸數約一〇〇戸の此部落に較べては稍々大きな部落である。

茲ではこの二つの工夫市に就て、その沿革、開設状況、労働者の集合状況、利用状況、賃銀の決定方法、賃銀決定者の収入等を一通り觀察して見る。

(一) 沿革

伊通縣城……工夫市の發生した時期は大體光緒二十五年頃即ち約三十五年前と云はれて居る。この工夫市は巷に物乞ふ浮浪者や、山東河北あたりからの流民が何時の間にか北門外の一地點に集合せることに依つて自然發生的に形成されるに至つたものの如くである。從てこの工夫市を形成する労働者の起源は乞食であつたと云へるであらう。

而して工夫市發生時期に於ける労働は縣城の雜役労働であつたと考へられる。

光緒二十五年時の縣警察所は丐食頭(花子頭)に對し、乞食の監督、乞食の死體の處置、死刑場の設備、死刑に處せられた死骸の處置等を委任した。斯くして乞食頭は縣城に於ける最も下賤と認められる仕事を一手に引受けることゝなつた譯であるが、間もなく、縣城に居住する不在地主の依頼を受け、その地主に隸屬する小作人へ労働の供給を爲せる事等が動機となつて、漸次附近の農村に對しても労働の供給を爲すに至つた。次で需要と供給の増加に伴ひ、まちまちの賃銀の不便を除く必要に迫られて、賃銀相場を決定する仕事をも委任

せられるに至つた。斯くして今日の工夫市へ迄發展した譯であるが、その間乞丐頭は三度換へられ、今日では公認の乞丐頭は居ない。賃銀相場の決定は昨年より商務會に委ねられた。

馬安山……此地に工夫市の設けられたのは民國三年頃即ち約二〇年前頃と云はれて居る。馬安山工夫市には労働者は全然集らず、賃銀相場のみが立つ。從てその沿革も伊通縣城のそれとは幾分趣きを異にして居る。

即ち馬安山に特に賃銀相場の立つに至つたのは大體次の如き理由に基くものである。

1. 伊通縣城より二六里も離れて居り、この附近のものは伊通縣城の賃銀相場を利用するのが不便であること。
2. 伊通縣城の工夫市は農業労働者でなく、都市の雜役労働をも供給する爲、その賃銀相場は變動が激しく、純粹に農業労働者のみの賃銀相場としては不適當であること。即ちなるべく變動の少ない比較的安定した賃銀相場が必要であること。
3. 労働者の移動を防ぐ必要があること。
4. 日工が増加したこと。

次に賃銀相場の決定者であるが、一〇年前よりは道教の廟の住持に一任されて居る。それ以前には花子頭に委せられて居たこともあるやうである。廟の住持の推挙は無論周囲の部落の主なる農家に依つて爲されたのであるが、その理由は一つは廟には特定の収入を伴ふ廟産(主として土地)が無く從て廟の維持費が無かつたからであり、一つは廟の住持は最も公平な立場に置かれて居たからである。

(二) 開設状況

表一四、工夫市の開設状況

大市	開市	需要期		老市	開設期間
		種地	開市		
伊通縣城	三月十五日	五月一日	四月一五日	四月二〇日	四月三〇日
	五月一日	五月一日	六月一日	六月五日	六月一五日
	八月一日	八月一日	八月二五日	九月一日	九月一〇日

馬安山	種地	五月一日	五月六日—六月一日	六月一日—七月一日	四八八
山	割地	八月二日	八月六日—九月三日	九月三日	二四日間

右表に依れば伊通縣城に於ては約一〇五日間馬安山に於ては七十二日間、工夫市が開設せられる。馬安山に於て種地の賃銀相場の立たないのは前の年の割地に於ける老市の賃銀を用ひることになつて居るからである。賃銀相場は判つきりしないので省略する。

(三) 労働者の集合状況

馬安山には労働者は集合しないのであるから、伊通縣城のみに就て見るに大體次の如くである。

種地	開市	最需期	老市
一〇〇人	一六〇人	二二〇人	
二二〇人	一五〇人	一五〇人	
一四〇人	一八〇人	一〇〇人	

而して之等の労働者の大部分は縣城より二三里離れた部落のものである。

(四) 利用範圍

伊通縣城……伊通縣城の工夫市を利用する部落は七、八里以内のものが最も多いのであるが、その最大限度の利用範圍を示せば次の如くである。

部落名	工夫市よりの距離
東 伊丹站	二五里
南 蛤蜊塘 (奉天省)	九〇里
西 七家子	二〇里
北 金家嘴口	五〇里

馬安山……馬安山工夫市の賃銀相場を利用する部落は約四〇屯に及び、且つ利用する農家は約五一戸に達する。利用範圍を示せば次の如くである。

部落名	工夫市よりの距離
東 黑魚溝	八里

南 達子營	八里
西 劉家屯	二里
北 三樹	五里

尙馬安山に於ては各老市時に日工が賃銀相場表を貰ひ受けに來る慣習となつて居る。

(五) 賃銀の決定方法

伊通縣城……割地に於ける開市の賃銀相場を決定するには附近の部落に於ける普通の月工二ヶ月分の賃銀を四〇日で得られる如くする、其以後は天候、苗の生長状況、労働の需要供給の關係を考慮に入れて、相場を定める、且つ、原則として、割地に於ては初めの二〇日間は前日より低くすることが出來ず、後の二〇日間は前日より高くすることが出來ない。割地に於ける開市の賃銀相場は割地に於ける老市の賃銀を採り、又種地に於ける開市の賃銀相場は昨年の割地に於ける老市の賃銀を採用する。

馬安山……開市又は老市に於ける賃銀相場を決定するには七日で一斗の小米を得る様にする。其以後は伊通縣城の相場を考慮に入れつつ成る可く變動させぬことを立前として決定する。

この際の小米の價格は伊通縣城の相場に依るものである。

(六) 賃銀決定者の收入

伊通縣城……昨年は商務會に依つて賃銀相場を決定されたので、收入等はなかつた。然し乞丐頭に依つて賃銀が定められて居た時には、毎年收穫期に高粱、稗子(特に多し)等二〇石乃至三〇石の施與を受けた。即ち乞丐頭は收穫期に至れば、車を雇入れ工夫市を利用する部落を巡り、比較的富裕な農家(地主ではなく耕作者)より粮石の施與を受けて居たのである。民國一五年、同一九年には三〇石の收入があつたが、大同二年は凶作なりし爲施與を受けることは中止された。

馬安山……伊通縣城の乞丐頭と同様に廟の住持は收穫期に工夫市を利用する部落を巡り粮石の施與を受ける。然し凶年には中止される。今民國十三年より昨年迄の施與を受けた状況を見るに次の如くである。

民國一三年	一〇石	同一五年	一五石
民國一四年	一〇石	同一六年	一二石
			四八九

四九〇
八石
なし
なし

一、收入

茲では資料のより明確さを期する意味に於て、雇傭勞働に従事する三〇戸の雇農の中幾分でも土地を所有又は占有せる一戸と、不詳のもの一戸とを除外した後の一八戸のものに就き、その収入狀況を見ることとする。而して先づ最初に經常収入を、次に臨時収入を見たる上、終りにこれ等を總括的に見ることにする。

表一五、雇農の經常收入

姓 名	農業労働収入		雑 收 入		計	家族一人當	雑 收 入 の 内 譯
	金 額	一労働力當	金 額	一労働力當			
那 慶 錄	二・九五	二・九五	五・五〇	五・五〇	一七・四五	八・七五	修道一・五〇 貸家四・〇〇
馬 恩 全	三・〇〇	一・三三	三・〇〇	一・六五	五・八〇	五・〇七	白備園八・〇〇、泥工二・〇〇 蓋房子五・〇〇、修道一・五〇 賣甜瓜一・〇〇 其他〇・八〇
段 景 春	五・一〇	一〇・〇三	一・五〇	〇・六〇	五・六〇	八・六〇	修道一・五〇
張 鳳 林	四・五〇	五・〇〇	一・五〇	二・五〇	一四・〇〇	八・五〇	炊事夫三・〇〇、修道〇・五〇
年 青 山	五・四五	一三・八〇	一・五〇	〇・五〇	三六・九五	六・四九	修道一・五〇
馬 占 山	二・〇〇	二・五三	一・五〇	一・一四	三九・〇〇	五・九〇	修道一・五〇
張 駿 甲	二・五〇	二・四〇	二〇・〇〇	一〇・〇五	四七・五五	一五・八二	泥工七・〇〇、修道〇・五〇、利子一・五〇

[illegible]

右表に依れば、雇農の經常收入は平均してその六四・八％は農業被傭労働に依據し、その三五・二％は雑役又は雑業に依據することになる。又、農業被傭労働に依る收入よりも、雑收入の多いものは六戸あり、全然雑收入のないものは僅かに二戸に過ぎない。即ち農業被傭労働に従事するものは極めて多いにも不拘、それからの収入で生活して居るものは殆ど居ないのである。換言すれば農業被傭労働に依る収入では雇農の生活維持は殆ど不可能なのである。然らば何がそうさせて居るのであらうか。それは所詮は農業被傭労働の形態と性質とそしてそれらを規定する社會と經濟關係とに求めねばなるまい。ところで、此部落に於ける農業雇傭労働の特徴的形態は既に指摘せる如く日工の採りつつある日傭労働であつた。而してこの日傭労働なるものは元來生産體制より見れば臨時的必要性をしか持たないものであり、且つその何よりも著しき性格は似而非なる擬制的自由労働であつた。(註)而も労働の性質と形態を規定するものは社會と經濟關係であるとすれば、此部落の雇農

の生活維持が農業被傭労働に依る収入丈では殆ど不可能であると云ふことも取りも直さず、この國社會の二重人格的性格即ち半封建性と半植民地性との相互矛盾の具體的表現に破綻に外ならぬと云ひ得るであらう。

(註)「雇農の雇傭關係」の「一」及び「二」の目玉に する部分参照

假て雇農の經常收入はこれを八戸の平均に於て見るに、一戸當りでは四〇・〇二圓、一勞働力當りでは二四・一七圓、家族一人當りでは八・一九圓となる。今この平均に於て見たる經常收入を一箇月當り幾何になるかを見るに、一戸當りでは三・三三圓一勞働力當りでは二・〇一圓家族一人當りでは〇・六八圓であり、一日當りに就て見るに一戸當りでは一錢、一勞働力當りでは七錢、家族一人當りでは二錢である。斯の如き悲惨なる極少收入が此の世に存在し得ると云ふことは全く驚嘆に値することであるが、而も更に注意すべきことは一八戸の中一戸はこの平均よりも少ないと云ふことである、而して經常收入の最低なるものに至つては全く酷く一戸當りに於ては一四・四〇圓、一勞働力當りに於ては一・四五圓、家族一人當りに於ては三・二四圓、に過ぎないのである。經常收入の最高なるものは一戸當り一三・九〇圓、一勞働力當り六・一・九五圓、家族一人當り二四・七八圓であるが、これは特殊な事情に基くもので、雇農としては例外に屬する。

(二) 臨時收入

臨時收入の中大部分は借入金であるが昨年に於ける臨時收入を表示すれば如くである。

表一六、雇農の臨時收入

調査 番号	姓 名	借 入 金		其 他		計		備 考
		金額	一勞働力當	金額	一勞働力當	金額	一勞働力當	
28	年 青 山	12.00	1.2	—	—	12.00	1.2	醫療(2.00)過 年(1.00)に使用
36	張 殿 甲	—	—	2.00	1.00	2.00	1.00	馬賣却に依る
60	張 連 甲	10.00	1.00	—	—	10.00	1.00	買小米
65	張 宗 海	—	—	2.00	1.00	2.00	1.00	結納金
68	李 財	4.00	0.4	—	—	4.00	0.4	家賃、食料
77	張 子 棟	10.00	1.00	—	—	10.00	1.00	一般生活費
43	張 玉 慶	3.00	0.3	—	—	3.00	0.3	同

50	劉 貴	2.00	0.2	—	—	2.00	0.2	負債の返済
55	那 德 勝	2.00	0.2	—	—	2.00	0.2	一般生活費
計		12.00	1.2	4.00	2.00	16.00	1.6	
平均(九戸)		3.33	0.33	1.11	0.56	4.44	0.56	
平均(八戸)		2.25	0.23	0.75	0.38	3.00	0.38	
百分比		20	1	40	2	100	10	

即ち昨年は一八戸の雇農の中九戸は臨時收入を得て居た譯であるが、この臨時收入の中五七・二%迄は借入金である。この借入金に就ては後で詳しく觸れる心算であるが、大體に於てそれは衣食住の一般生活費に充てられて居り、負債の返済や醫療に充てられたものである。臨時收入の中四二・八%は馬の賣却と、結納金に依るものである。

臨時收入は九戸の平均に於ては一戸當り二・三三圓、一勞働力當り一・三三圓、家族一人當り三・五三圓であるが、更に一八戸に依て平均すれば一戸當り一・一七圓、一勞働力當り六・七五圓、家族一人當り二・二八圓である。

(二) 總 收 入

雇農の總收入を見る爲に、表一五及表一六を總括的に表示すれば次の如くである。

表一七、雇農の總收入

調査 番号	姓 名	經常收入	臨時收入	金 額	一勞働力當	家族一人當
44	那 慶 錄	17.45	—	17.45	1.745	8.73
3	馬 恩 全	55.80	—	55.80	2.790	5.07
9	段 景 春	51.60	—	51.60	2.064	8.60
22	張 鳳 林	17.00	—	17.00	1.700	8.50
28	年 青 山	38.95	43.00	81.95	2.732	1.366
30	馬 占 山	29.50	—	29.50	2.269	5.90
36	張 殿 甲	47.46	26.00	73.46	3.673	2.449
45	張 坤	35.00	—	35.00	3.500	7.00
計		350.00	69.00	419.00	4.938	2.493